



令和7年12月12日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社二隆建設

期間：令和7年12月12日から令和8年1月11日まで(1ヶ月)

範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社二隆建設の元代表者が暴行の罪により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)
やなぎはら ひろあき

建設専門官 早川 健 (内線 2512)
はやかわ たかし

令和7年12月12日
近畿地方整備局

株式会社二隆建設に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社二隆建設の元代表者は、令和7年2月26日付けで奈良簡易裁判所において刑法第208条(暴行)の罪により罰金刑が確定し、同日付けで刑の執行が終了した。

2. 指名停止措置理由

株式会社二隆建設の元代表者が、暴行の罪により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社二隆建設

奈良県生駒郡斑鳩町稻葉車瀬1-15-1

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年12月12日から令和8年1月11日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。